



認定農業者の申請受付

市では、農業経営基盤強化促進法に基づく「認定農業者」の申請の受け付けを行います。

この制度は、自らの農業経営を計画的に改善しようとする農業者が、5年後を目標とした農業経営改善計画を作成して市に申請するものです。計画が認定された場合、認定農業者として、市・農協等関係機関が一体となって支援します。

市内で農業経営に意欲のある農業者や、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金および収入減少影響緩和対策に加入を希望する農業者は申請してください。

受付期間 10月3日(月)～31日(月)

申込 問 ㊟農政課

野焼きは禁止されています

ごみの屋外焼却は「野焼き」と呼ばれ、法律で原則禁止されています。

野焼きによる煙や悪臭は、住民トラブルの原因となるだけでなく、健康への影響も懸念されます。ドラム缶、ブロック囲い、簡易焼却炉等でのごみ焼却はやめましょう。

なお、構造基準に適合した焼却炉での焼却、農業を営むためやむを得ないものとして行われる稲わら等の焼却、どんと焼き、たき火、キャンプファイア等での軽微な焼却は例外的に禁止されていません。

しかし、例外であっても生活環境上支障を与え、苦情のある

場合は行政指導の対象となるので注意してください。

問 ㊟環境課

社会生活基本調査にご協力を

総務省統計局・茨城県では、10月20日現在の「社会生活基本調査」を実施します。

この調査は、国民の生活時間の使い方やさまざまな活動状況を調べ、暮らしや社会のための基礎資料として活用します。

調査をお願いする世帯には10月上旬から中旬にかけて調査員が訪問しますので、調査の趣旨をご理解いただき、回答にご協力をお願いします。

問 ㊟情報統計課

10月の各種相談

区分	期日	時間	場所	予約等	問い合わせ・予約
市民の法律相談	10月14日(金)	午後1時～4時40分 (1人30分間、弁護士が対応します)	古河庁舎市民相談室	10月3日(月) 午前8時30分から予約受付 ※法律相談は同じ案件での再相談はできません。	㊟市民総合窓口課 ☎92-3111 ※内容により相談をお受けできない場合があります。
	10月18日(火)		三和庁舎3階会議室A		
	10月20日(木)		総和庁舎4階会議室		
	10月28日(金)		古河庁舎市民相談室		
行政相談	10月12日(水)	午前10時～正午	古河庁舎市民相談室		
税務相談	10月11日(火)	午後1時30分～4時30分	古河庁舎市民相談室	10月3日(月) 午前9時から予約受付	関東信越税理士会古河支部 ☎0297-20-8830(野口)
在住外国人生活相談	月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	総和庁舎ふるさと館	母国語での相談は事前電話予約	㊟企画課(在住外国人支援センター)☎92-3111
			要相談	予約制	㊟企画課(古河市国際交流協会事務局)☎92-3111
女性相談	月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	総和庁舎	予約不要	㊟子育て支援課 ☎92-3111
DV相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	非公開 ※面接希望の場合は、事前にご連絡ください。	予約制	古河市配偶者暴力相談支援センター ☎92-7209
障害者相談	10月8日(土)	午前10時～正午	総和福祉センター「健康の駅」	身体・知的障害者相談員および精神保健福祉士等が対応します 予約不要	障がい福祉課(総和福祉センター「健康の駅」) ☎92-4919
	※精神障がい相談も対象です。	10月19日(水)	午後1時30分～3時30分		